地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方税法第７２条の１１６第２項に規定する引上げ分の地方消費税の使途について、令和３年度高鍋町一般会計決算における社会保障関連施策への充当状況を下記のとおり報告します。

（歳 入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　275,680　千円

（歳 出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　3,183,069　千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	922,980	615,935	0	29,700	59,086	218,259
	老人福祉事業	82,307	506	0	20,570	13,045	48,186
	児童福祉事業	1,345,519	914,160	12,100	76,266	73,072	269,921
	小計	2,350,806	1,530,601	12,100	126,536	145,203	536,366
社会保険	国民健康保険事業	144,536	85,856	0	0	12,501	46,179
	後期高齢者医療事業	323,050	50,413	0	0	58,083	214,554
	介護保険事業	232,754	0	0	0	49,586	183,168
	小計	700,340	136,269	0	0	120,170	443,901
保健衛生	健康増進事業	40,082	52	0	11,713	6,033	22,284
	疾病予防対策事業	75,923	576	0	57,600	3,781	13,966
	母子福祉事業	15,918	104	0	13,500	493	1,821
	小計	131,923	732	0	82,813	10,307	38,071
合計		3,183,069	1,667,602	12,100	209,349	275,680	1,018,338